

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年4月24日

佐賀県人事委員会委員長 中 野 哲 太 郎

佐賀県人事委員会規則第16号

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和50年佐賀県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前							改正後						
別表第1（第4条関係） 中学校・小学校教育職給料表の適用を受ける職員							別表第1（第4条関係） 中学校・小学校教育職給料表の適用を受ける職員						
職員 の区 分	職務の 級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級	職員 の区 分	職務の 級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		円	円	円	円	円			円	円	円	円	円
再任 用職 員以 外の 職員	略	略	略	略	略	略	再任 用職 員以 外の 職員	略	略	略	略	略	略
	110	4,500	6,300					110	4,500	6,300	<u>7,300</u>		
	111	4,500	6,300					111	4,500	6,300	<u>7,300</u>		
	112	4,500	6,300					112	4,500	6,300	<u>7,300</u>		
	113	4,600	6,400					113	4,600	6,400	<u>7,300</u>		
	114	4,600	6,400					114	4,600	6,400	<u>7,300</u>		
	115	4,600	6,400					115	4,600	6,400	<u>7,300</u>		
	116	4,600	6,400					116	4,600	6,400	<u>7,300</u>		
	117	4,700	6,500					117	4,700	6,500	<u>7,300</u>		
	略	略	略					略	略	略			
	149		7,100					149		7,100			
						150		7,100					

改正前							改正後						
								<u>151</u>		<u>7,100</u>			
								<u>152</u>		<u>7,100</u>			
								<u>153</u>		<u>7,100</u>			
								<u>154</u>		<u>7,100</u>			
								<u>155</u>		<u>7,100</u>			
								<u>156</u>		<u>7,100</u>			
								<u>157</u>		<u>7,100</u>			
略							略						
別表第2（第4条関係） 高等学校等教育職給料表の適用を受ける職員							別表第2（第4条関係） 高等学校等教育職給料表の適用を受ける職員						
職員 の区 分	職務の 級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級	職員 の区 分	職務の 級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		円	円	円	円	円			円	円	円	円	円
再任 用職 員以 外の 職員	略	略	略	略	略	略	再任 用職 員以 外の 職員	略	略	略	略	略	略
	110	4,500	6,600					110	4,500	6,600	<u>7,300</u>		
	111	4,500	6,600					111	4,500	6,600	<u>7,300</u>		
	112	4,500	6,600					112	4,500	6,600	<u>7,300</u>		
	113	4,600	6,700					113	4,600	6,700	<u>7,300</u>		
	114	4,600	6,700					114	4,600	6,700	<u>7,300</u>		
	115	4,600	6,700					115	4,600	6,700	<u>7,300</u>		
	116	4,600	6,700					116	4,600	6,700	<u>7,300</u>		
	117	4,700	6,800					117	4,700	6,800	<u>7,300</u>		
	略	略	略					略	略	略			

改正前							改正後							
	138	4,900						138	4,900	<u>7,100</u>				
	139	4,900						139	4,900	<u>7,100</u>				
	140	4,900						140	4,900	<u>7,100</u>				
	141	5,000						141	5,000	<u>7,100</u>				
	142	5,000						142	5,000	<u>7,100</u>				
	143	5,000						143	5,000	<u>7,100</u>				
	144	5,000						144	5,000	<u>7,100</u>				
	145	5,100						145	5,100	<u>7,100</u>				
	略	略						略	略					
略							略							

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の義務教育等教員特別手当に関する規則の規定は、令和2年4月1日から適用する。